

岩手県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成25年度第五種共同漁業権に係る増殖目標を次のとおり指示する。

平成25年3月22日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 佐藤由也

		合																		
大槌川	内共第11号	大槌河川漁業協	300	110	10	—					—		—							
小槌川	内共第12号	同組合	200	110	10	—					—		—							
鶴住居川	内共第13号	鶴住居川漁業協 同組合	600	50	30	—	—	10			10		4							
片岸川	内共第14号	唐丹町河川漁業	—	—	—						—		—							
熊野川	内共第15号	協同組合	—	—	—						—		—							
吉浜川	内共第16号	吉浜漁業協同組 合		52	33								2							
盛川	内共第17号	盛川漁業協同組 合	1,000	400	50	—	—				5		1	2				—		
気仙川	内共第18号	気仙川漁業協同 組合	1,300	600	50	—	—	10			2		22	2				5,400		
新井田川	内共第19号	西部九戸河川漁 業協同組合	270	150	40	—	—	10			2	2	2							
馬淵川	内共第20号	上馬淵川漁業協 同組合	1,000	400	100	—	—						5							
		南部馬淵川漁業 協同組合	2,500	300	100	—	—							2	2					
米代川	内共第21号	岩手県米代川漁 業協同組合		54	30								2							
北上川(上流 部)	内共第22号	北上川漁業協 同組合	650	200	65	—	—	10					2	1						
岩洞湖	内共第23号	岩洞湖漁業協同 組合		90	80		—	200	130				5		10	5	5			24,000
松川	内共第24号	松川淡水漁業協 同組合	200	150	300								4	3						

雫石川	内共第25号	雫石川漁業協同組合	2,300	500	150		-	300						9	1					1,000	
		雫石川東部漁業協同組合	300	30	20	-	-	-							10	3		3			
築川	内共第26号	盛岡河川漁業協同組合	400	200	30	-								5	2						
稗貫川	内共第27号	稗貫川漁業協同組合	1,300	500	50	-	-							38	2						
猿ヶ石川	内共第28号	上猿ヶ石川漁業協同組合	300	300	100	-	-	50						25		1	1			100	1
		猿ヶ石川漁業協同組合	400	150	50	-	-	80								1	1	1	5	4	300
豊沢川	内共第29号	豊沢川漁業協同組合	500	180	20	-	-	10						32							
和賀川(上流部)	内共第30号	西和賀淡水漁業協同組合	500	50	50									1	1						
和賀川(下流部)	内共第31号	和賀川淡水漁業協同組合	1,200	180	100	-								3	3						
胆沢川	内共第32号	胆江河川漁業協同組合	600	70	10	-								4	3						
広瀬川	内共第33号			20		-	-							2							
人首川	内共第34号			50	10	-	-							3							
衣川	内共第35号	衣川漁業協同組合	300	30	30		-							5							
磐井川	内共第36号	磐井川上流漁業協同組合		100	100									1							
砂鉄川	内共第37号	砂鉄川漁業協同組合	1,700	180	20	-	-							19	3						
大川	内共第38号	室根淡水漁業協同組合	-	-	-									-							

津谷川	内共第39号	同組合	-	-	-									-									
合 計			25,440	11,226	3,027			710	130	1,000尾	48	15	2	249	45	13	11	10	11,700	104	25,600	1	

注1 種苗放流する稚魚の標準サイズを次のとおりとする。

あゆ	1尾の重量	6グラム
やまめ	〃	6 〃
いわな	〃	6 〃
うなぎ	〃	30 〃
こい	〃	50 〃

- 2 さくらますは、やまめの放流をもって増殖とみなすものとする。
- 3 沿岸河川における稚あゆの放流は、自河川採捕の稚あゆを自然遡上が困難な上流部に放流する場合を含むものとする。
- 4 うぐいは、くき瀬を産卵場造成として併用する場合は、くき瀬漁業の禁漁期間を設定する等産卵場の保護措置を講ずるものとする。
- 5 こいの種苗放流を実施する場合は、コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示を遵守するものとする。
- 6 ふなの種苗放流は、コイヘルペスウイルス病の汚染区域外の安全な種苗を用いるものとする。